

株式会社・有限会社の設立費用の比較

会社組織には、株式会社と有限会社の2つがあります。

現在、会社を設立しようとする場合には、株式会社であれば1,000万円、有限会社であれば300万円の資本金が最低必要となります。

また、会社を設立する場合には、資本金の他に別途、設立費用がかかります。

資本金1,000万円の株式会社を設立する場合には、最低限設立費用として28万円程度が必要となります。

一方、資本金300万円の有限会社を設立する場合でも、最低限17万円程度の設立費用がかかります。

これはあくまでも必要最低限の費用ですので、会社設立を司法書士にお願いする場合や、社会保険・税務関係事務についてそれぞれ専門家をお願いする場合には、それ以外に30万円程度の費用がかかります。

会社設立手続及びそれに伴う税務・社会保険手続報酬

項 目		株 式 会 社		有 限 会 社	
モデルケース	最 低 資 本 金	1,000 万 円		300 万 円	
設立費用	最低限の設立費用	定款印紙代	40,000 円	定款印紙代	40,000 円
		定款認証料	50,000 円	定款認証料	50,000 円
		定款謄本代	約 3,000 円	定款謄本代	約 2,000 円
		銀行振込金 保管証明料	約 25,000 円	銀行振込金 保管証明料	約 8,000 円
		登録免許税	150,000 円	登録免許税	60,000 円
		謄本、印鑑証明 の取得費用	10,000 円	謄本、印鑑証明 の取得費用	10,000 円
		小 計	約 278,000 円	小 計	約 170,000 円
	社会保険事務手続一式	社会保険労務士	100,000 円	社会保険労務士	100,000 円
	税務関係事務手続一式	税理士	100,000 円	税理士	100,000 円
	設立関係申請手続一式	司法書士	150,000 円	司法書士	150,000 円
	合 計	約 628,000 円		約 520,000 円	